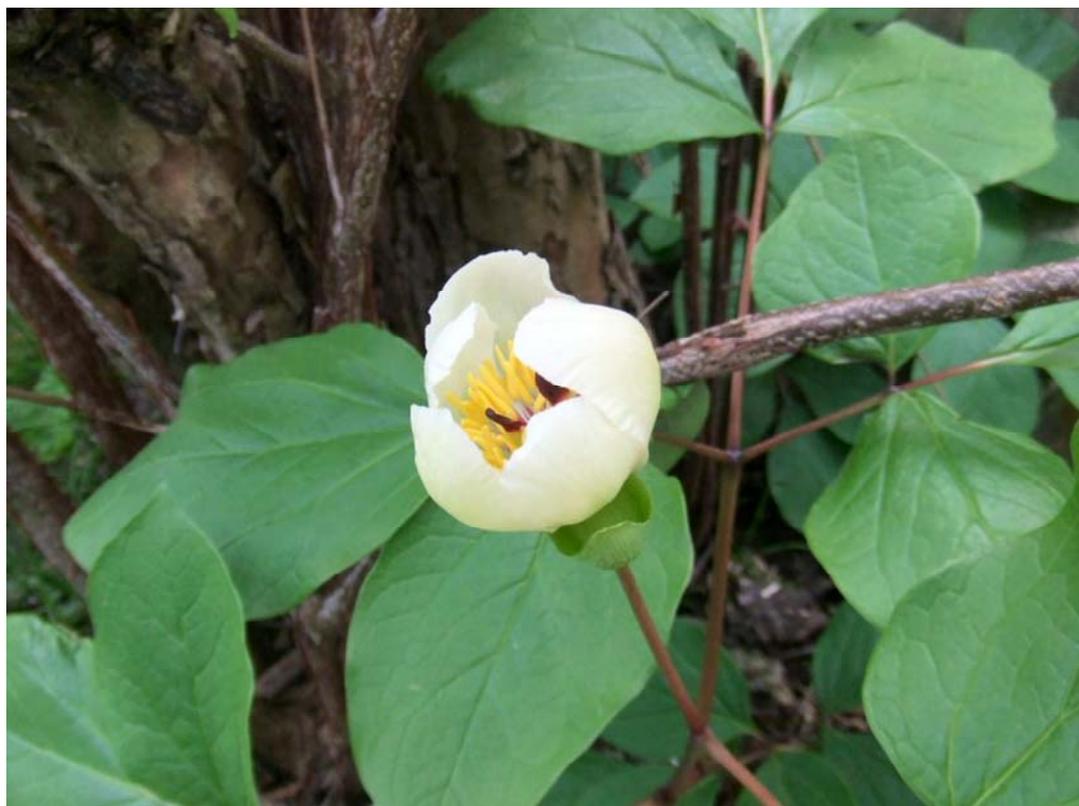


事務所通信

2012年5月号 No.83



(ヤマシャクヤク)

CONTENTS

- | | | | |
|------------------------|----|----------------|----|
| ● 所長コメント
… 運を味方につける | P1 | ● 消費税の情勢 | P4 |
| ● 消費税の改正 | P2 | ● 税務Q&A | P5 |
| ● 社会保険Q&A | P3 | ● お知らせ おもしろ雑学 | P6 |
| | | ● 休日カレンダー あとがき | P7 |

～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.katozeirishi.jp>

運を味方につける

宮城大学名誉教授の天明 茂先生は運を味方につける方法を五つ説明しています。

(1) 想念＝人生は「思った通りになる」

- ①「引き寄せの法則」＝思ったことが「引き寄せられてくる」
病氣も「治った」と思っていると、肉体がそれに反応してくるという。
- ②大事なことは「潜在意識」
意識で思ってもダメ、潜在意識が思い込むことが重要。

(2) 感謝＝イヤなことでも感謝で受け入れる

- ①すべては「必然」「必要」「チャンス」
必然→因果（原因があったから結果として出ている）
必要→垂示（神様が教えてくれている）
チャンス→時機（今がその時）
- ②イヤなことが起こった時こそ感謝
起こったことで「因」が消えるから感謝

(3) 先祖＝子・孫の幸せを願わない先祖はいない

- ①先祖は「生命の根元」
自分は両親・祖父母・曾祖父母・・・先祖・・・遠祖の末端にいる
- ②先祖があって自分がある、お陰様の心
32代遡ると先祖の数は地球上の人口を超える、一人欠けても自分はいない
親祖先の喜びが自分・子・孫に戻る
- ③先祖を通じて大宇宙の「いのち」につながる
墓参、仏前への報告・感謝、廻向、長所の顕彰などで先祖とつながる
共時性（シンクロニシティ）が頻繁に起こる

(4) 積徳＝積徳の家に余慶あり

- ①人徳、家徳、社徳
徳とは「他を幸せにする行為の貯金」、貯金先は「宇宙銀行」
「宇宙銀行」は破産がない、自分の代で使い切れなければ子・孫に受け継がれる
- ②徳を積む身近な行動
「ゴミ拾い」「席を譲る」「お布施」「ボランティア活動」など
- ③陰徳か顕徳か
見返りを求めると徳にならない、「心」が大事

(5) 言霊＝言葉には霊が宿っている

- ①霊は「波動」　すべての物質が有している固有の波動、想いも波動
- ②言葉の波動が水に伝わる　「ありがとう」は美しい水の結晶に、
- ③いい言葉だけ使う　「おかげさま」「ありがとう」「もったいない」「ごめんなさい」



消費税の改正

消費税の免税点制度の改正

平成23年6月に消費税法の一部が改正され、免税点制度の適用要件が変わります。

改正内容

個人事業者のその年又は法人のその事業年度につき現行制度において事業者免税点制度の適用を受ける事業者のうち、次に掲げる期間(特定期間といいます)の課税売上高が1,000万円を超える事業者については、事業者免税点制度が適用されません。

1. 個人事業者のその年の前年1月1日から6月30日までの間
2. 法人のその事業年度の前事業年度(7ヵ月以下のものを除く)開始の日から6ヵ月間
3. 法人のその事業年度の前事業年度が7ヵ月以下の場合で、その事業年度の前1年以内に開始した前々事業年度があるときは、当該前々事業年度の開始の日から6ヵ月間(当該前々事業年度が5ヵ月以下の場合には、当該前々事業年度)

この改正は平成25年1月1日以後に開始する年又は事業年度から適用になります。

したがって、特定期間は、個人事業者及び事業年度が1年の12月決算法人の場合、平成24年1月1日から6月30日となります。

対応策

上記2の要件にあるように、前事業年度が7ヵ月以下の法人であれば、特定期間はないものとみなされ課税事業者の判定が必要ありませんから、新設法人で当初から課税売上の計上が見込まれる場合、設立初年度の事業期間を7ヵ月にすることで改正後の免税のメリットを最長に受けることができます。

また、法人、個人事業者ともに課税売上高に代えて特定期間の支払給与額で判定することもできるとされていますので、たとえ特定期間中の課税売上高が1,000万円を超えていても支払給与額が1,000万円を超えなければ、免税事業者と判定することができます。支払給与額は、特定期間中に支払った所得税の課税対象とされる給与、賞与等の合計額であり、未払給与等は対象となりません。

改正内容のイメージ図

これまでの免税点制度

H23.1.1~H23.12.31	H24.1.1~H24.12.31	H25.1.1~H25.12.31	H26.1.1~H26.12.31
課税売上高 900万円	課税売上高 2,500万円	免税事業者	課税事業者

改正後の免税点制度 (特定期間は、課税売上高に代えて給与等支払額での判定も可)

H23.1.1~H23.12.31	H24.1.1~H24.12.31	H25.1.1~H25.12.31	H26.1.1~H26.12.31
課税売上高 900万円	特定期間 1,300万円 1,200万円 課税売上高 2,500万円	課税事業者	課税事業者

< 村 井 >

社会保険の被扶養者



Q1

現在、妻は働いておらず、健康保険は自分の扶養に入れてあります。この4月から子供も小学校に入学し、時間もできそうなので1日2時間から3時間ぐらいパートで働きたいと言っています。しかし、パートで働いても収入が少ないので、引き続き、扶養に入れていてもよいのでしょうか？

A1

年収が130万未満で、被保険者の2分の1未満であれば被扶養者になれます。

ただし、パート社員でも勤務時間、勤務日数がそれぞれ一般の社員の4分の3以上である場合は、パート先の社会保険の被保険者に該当しますので、ご主人の社会保険の被扶養者にはなれません。

中途入社、退社の社会保険料の控除

Q2

中途入社、退社の社員の社会保険の控除はどのようにすればいいのでしょうか？

A2

従業員からの社会保険の徴収は「当月分の社会保険料を翌月の給与支払日から控除する」とされています。

社会保険に加入した月から保険対象月となり、社会保険を喪失した月の前月までが保険対象月となります。

<ケース1>

2011年4月1日入社、2012年5月31日退社 末締め翌月10日払い

2011年4月1日入社なので、4月からが保険対象月となり、翌月の給与支払である5月10日の4月給与から保険料を天引きします。

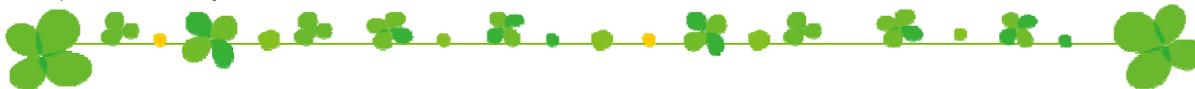
2012年5月31日に退社ということは6月1日が喪失日になり、喪失した月の前月5月までが保険対象月です。6月10日に支払う5月給与まで社会保険料を天引きします。

<ケース2>

2011年4月26日入社、2012年5月25日退社 当月25日締め当月末払い

2011年4月26日入社なので、4月からが保険対象月となり、翌月の給与支払である5月31日の5月給与から保険料を天引きします。

2012年5月25日に退社ということは5月26日が喪失日になり、喪失した月の前月4月までが保険対象月です。5月31日に支払う5月給与まで社会保険料を天引きします。



< 原 >

消費税の情勢

3月30日、消費税率を2段階で引き上げる消費税増税関連法案が閣議決定されました。

消費税増税法案

2014年 4月から 税率 8%へ
2015年 10月から 税率 10%へ

法案成立の見通しは立っていないようですが、今後の動向が非常に気になるところです。

消費税

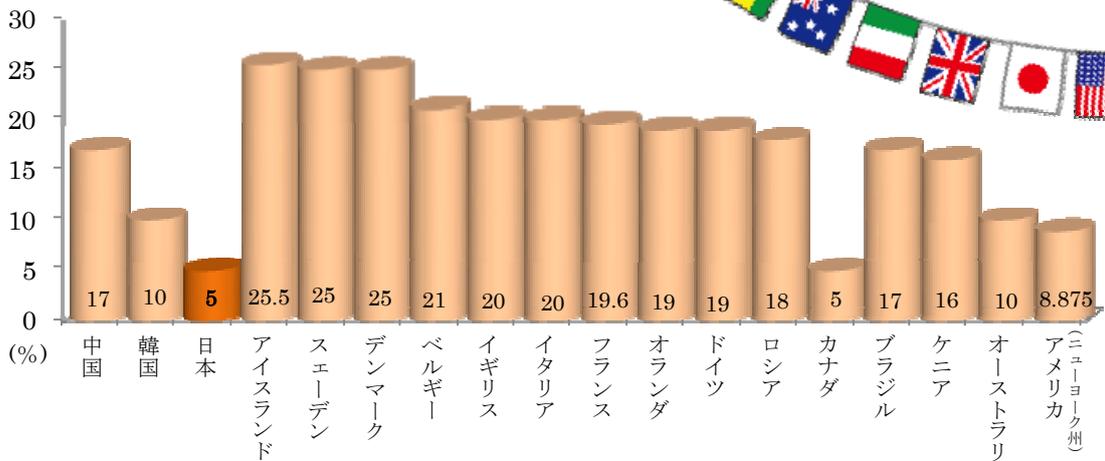
- 消費税は国税収入の約23%を占め、43.6%は地方へ、残りの56.4%は国の福祉予算（基礎年金・老人医療・介護）へ充てられます。

（H23年度予算より）

● 消費税の歴史

- 1989年(平成元年) 4月1日 消費税法施行3%。
- 1997年(平成9年) 4月1日 地方消費税の導入と消費税率の引き上げ。
(消費税4%、地方消費税1%、合計5%)
- 2003年(平成15年) 消費税課税事業者の免税点が3,000万円から1,000万円に引き下げ。
- 2004年(平成16年) 価格表示の「総額表示」が義務づけ。

● 世界の消費税（付加価値税）



H23.1 現在 財務省 HP 参照

※アメリカでは、州、群、市により小売売上税が課されています。（上記はニューヨーク州）

法人税の取扱

Question

当社では、節電対策として自社の事務室の蛍光灯を蛍光灯型LEDランプに取り替えることを考えていますが、その取替に係る費用については、修繕費として処理して差し支えありませんか。なお、当社は、これまで蛍光灯が切れた際の取替費用を消耗品費として処理しています。

【取替の概要】

- ①事務室の蛍光灯100本すべてを蛍光灯型LEDランプに取り替える。
なお、この取替えに当たっては、建物の天井のピットに装着された照明設備（建物附属設備）については、特に工事は行われていない。
- ②蛍光灯型LEDランプの購入費用 10,000円/本
- ③取付工事費 1,000円/本
- ④取替えに係る費用総額 1,100,000円



【取替メリット】

- ①消費電力が少ない（電気代の削減）
- ②寿命が長い
- ③LEDランプの白色光は、紫外線をほとんど含まないため、生鮮物や化学薬品に影響が小さく、また虫の飛来抑制にもなる
- ④安全で軽量
- ⑤発熱が少ないため、空調に与える影響が少なく、エアコンなどに係る負担を軽減できる

Answer

照会要旨に係る事実関係を前提とする限り、貴見のとおり解して差し支えありません。

（理由）

1 修繕費と資本的支出

法人がその有する固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の通常の維持管理のため、又はき損した固定資産につきその原状を回復するために要したと認められる部分の金額は修繕費となります（法基通7-8-2）。一方、法人がその有する固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち、当該固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額は資本的支出となります（法令132、法基通7-8-1）。

2 本件へのあてはめ

蛍光灯を蛍光灯型LEDランプに取り替えることで、節電効果や使用可能期間などが向上している事実をもって、その有する固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増しているとして資本的支出に該当するのではないかと考えられますが、蛍光灯（又は蛍光灯型LEDランプ）は、照明設備（建物附属設備）がその効用を発揮するための一つの部品であり、かつ、その部品の性能が高まったことをもって、建物附属設備として価値等が高まったとまではいえないと考えられますので、修繕費として処理することが相当です。

国税庁HP質疑応答事例より抜粋

< 堀 田 >

研修予定

日時	研修内容	場所	講師	参加費
5月23日(水) 午後6時30分～	テルモ経営研究会 平成24年税制改正ポイント	加藤輝守税理士事務所 2Fセミナールーム	税理士 加藤輝守	1,000円

お客様をご紹介ください！！
ご友人やお知り合いの方で、税務・会計でお困りの方、企業経営について相談してみたい等々ありましたら、是非ご紹介ください。



会社の広告お手伝いします！！

お客様の広告チラシ等がございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。

～ おもしろ雑学 ～ 旦那(だんな)

「旦那」という言葉は元は仏教用語。インド古語のサンスクリット語でお布施をすることをダーナ「檀那」という。ここからお金を出してくれる人、生計を立てている人という意味で「旦那」と使われるようになった。

教育モチベーションカレンダー おもしろ雑学より(担当:堀田)





休日カレンダー



5 月 (皐月) M A Y

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3 憲法記念日	4 みどりの日	5 こどもの日
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23 テルモ経営研究会	24	25	26
27	28	29	30	31		

- ・ 網掛けの日が当事務所の休日です。
- ・ 土曜日も元気に営業しています。
(名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。)

5月の税務



- 5月10日 平成24年4月分源泉所得税・住民税の納付
- 5月15日 特別農業所得者の承認申請
- 5月31日 平成24年3月決算法人 法人税等・消費税確定申告・納付
平成24年9月決算法人 法人税等・消費税中間・予定申告・納付
平成24年12月、9月、6月決算法人の消費税の中間申告・納付
平成23年分所得税の延納者 延納所得税の納付
5月決算法人で次期消費税の簡易課税制度の選択等の場合の諸届出
自動車税の納付

あとがき

あっという間に5月に入り、楽しいGWも終わってしまいました。
みなさんどう過ごされたでしょうか。
近頃、テレビで事故のニュースをよく目にします。過ぎしやすい季節になり、これから車などで出かける機会がどんどん増えてくるとは思いますが、運転には充分気を付けて楽しみたいと思います。まず私は…車内の整頓から始めようと思います。

< 小 森 >